

消防職員の団結権付与と民主的な職場環境の確立にむけた決議

今日、職場における各種ハラスメントの解決が社会的課題となっています。消防職場においては、従来から「上意下達」と言われる職場風土も背景に、いまだパワハラ・いじめ・セクハラ等が発生し、受けた職員は苦痛を負い、離職や自殺に追い込まれるといった実態も確認しています。

一方、熊本地震や東日本大震災など大規模災害が頻発するなか、最前線で活動する消防職員は、過酷な環境での任務により PTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症することも少なくありません。

これらによる、消防職員・職場の疲弊は、消防サービスの質の低下にもつながり、住民の命にかかわる事態が発生する可能性すら孕むものです。

改善にむけて、各職員の率直な声がきける風通しの良い職場づくりが求められますが、消防職員みずからが声を集約し職場改善につなげる「労働組合」を結成することは、地方公務員法により制限されているのが現状です。

消防政策議員懇談会は創設以来、質の高い行政サービスの確立をめざし、消防力や救急救命体制の整備・充実を図るとともに、民主的な職場環境を実現するため、消防職員への団結権の付与を求めてきました。また、ILO（国際労働機関）では、日本の消防職員への団結権・団体交渉権の付与について 2016 年には 10 度目となる勧告を行っています。

しかし、これまでの再三にわたる ILO 勧告を政府は軽視し続けています。このような状態は遺憾であり、労働基本権の回復を含めた地方公務員制度改革と合わせ、消防職員の団結権の付与を強く求めるものです。

国民の安心安全に寄与していくためにも、質の高い消防サービスやディーマーネットワークの実現にむけて取り組んでいくことをここに決議します。

2016 年 11 月 7 日

民進党消防政策議員懇談会